

洋上風力発電普及啓発推進事業委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 件名

洋上風力発電普及啓発推進事業委託業務

(2) 業務の目的

石狩市では、2024年1月に営業運転開始した石狩湾新港港湾区域での洋上風力発電のほか、今後、一般海域（石狩市沖）での洋上風力発電事業の計画が見込まれている。

洋上風力発電は、建設や保守管理など、多様な産業が関わることができる可能性を有しているが、国内における洋上風力発電事業は黎明期であり、関連する企業や人材の育成が不十分である。特に本市は、石狩湾新港の活用により道内の洋上風力発電事業に関わることができるポテンシャルがあり、地域への経済効果を最大化させることが期待されている。

そこで、官民が連携して洋上風力の地場産業化に向けたプラットフォームを構築し、技術や経験を生かした中小企業の業態転換や参入を後押しするとともに、将来の働き手となりうる市民や若年層への周知活動を展開するため、必要なコンテンツの作成及びワークショップ・出前講座等の企画等を行う。

(3) 業務内容

- ① 洋上風力先進地の関連企業と市内企業のマッチングについて
- ② 地域企業の洋上風力産業参入を実現するための組織体結成のサポート
- ③ 機運醸成策の検討・実施

詳細は「洋上風力発電普及啓発推進事業委託業務仕様書」（以下、「仕様書」という）のとおり

(4) 契約上限金額

契約上限金額 7,500,000円（税込）

なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、本事業の規模を示すものである。

(5) 業務期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

2. 参加資格要件

本手続に参加できるものは、石狩市契約規則第6条第2項に規定する競争入札資格者登録名簿に登録された者とするが、次に掲げる全ての要件を満たしている者も参加できるものとする。また、共同事業体をはじめとした企業グループにより参加する場合は、すべての構成員が当該要件を満たしていること。

- (1) 参加表明書の提出日において、国税（法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税等）・都道府県民税・石狩市税（法人の場合は法人市民税及び固定資産税、個人の場合は個人市民税、固定資産税及び国民健康保険税）に滞納がないこと。
- (2) 参加者又は参加表明をする法人の代表者が成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者でないこと。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）に掲げる者でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）及び暴力団又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。

- (6) 石狩市競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成8年要領第2号）による指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 自己の責任による災害、事故について迅速に対応が出来るとともに、相応の補償能力があること。

3. 契約方法

提出された企画提案書及び提案者によるプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催し、評価が最も優れている事業者を第1優先契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

なお、第1優先契約候補者に選定された事業者が辞退した場合、若しくは「2.参加資格要件」を満たさなくなった場合は、次点者を第2優先契約候補者に選定し、契約の交渉を行うこととする。

また、参加提案者が1者の場合にあっても審査を実施し、提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

4. 質疑の受付と回答

- (1) 提出書類 〈第4号様式 質問・回答書〉を使用した文章によるものとする。
- (2) 提出方法 電子メールでのみ受付
- (3) 受付期間 令和6年4月26日（金）から5月10日（金）17時15分まで（必着）
- (4) 回答方法 質問に対する回答は受付期間終了後に一括で行うこととし、令和6年5月16日（木）までに質問者全員に電子メールにて通知する。

5. 参加表明書に関する事項

(1) 提出書類

提出書類は下記の通りとする。共同事業体をはじめとした企業グループで参加する場合、①～③の書類は代表者名で作成し、⑤の書類はグループの構成員すべてについて対象とする。

① 〈第1号様式 参加書類受理票〉

② 〈第2号様式 参加表明書〉

③ 〈第3号様式 業務経歴書①〉（年度、発注者、業務名、契約金額、担当者名を記載し、契約書の写し、業務の概要がわかるものを添付すること。）

④ 登記簿謄本（写し可）・・・申請時において3ヶ月以内のもの

⑤ 令和5・令和6年度石狩市競争入札参加資格者登録名簿に登載されていない者の場合、次に掲げる書類（写し可）

ア. 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）（直近2年度決算分）

イ. 国税の納税証明書 その3の3（法人税及び消費税及地方消費税）

ウ. 市税の納税証明書（法人市民税及び固定資産税）（直近2年度分）

※イ、ウは、申請時において3ヶ月以内であるものとし、納税証明書に記載されている滞納がないものに限る。

⑥ グループで参加する場合は、構成員と役割を記載したグループ構成表（様式任意）

(2) 提出期限 令和6年5月21日（火）17時15分まで（持参、郵送ともに必着）

(3) 提出場所 「10. 担当部局（書類提出先・問合せ先）」に提出すること。

(4) 提出方法 持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかに限る。）

(5) 参加事業者の決定

提出のあった参加表明書等を審査のうえ参加事業者を決定し、参加表明のあった事業者に対し、審査結果を令和6年5月23日（木）までに電子メールにて通知する。

6. 企画提案書に関する事項

(1) 提出書類

〈第5号様式 提案書等受理票〉に、次の項目を内容とする企画提案書を添付して提出すること。なお、企画提案書に使用する言語は日本語、通貨は日本円とし、用紙はA4版で、全体で15ページ以内（表紙は含めない。）とすること。グループで参加する場合、①～③及び⑤の書類は代表者名で作成することとし、④の書類は構成する者別に作成すること。

① 〈第5号様式 提案書等受理票〉

② 〈任意様式 企画提案書〉

仕様書に即した提案内容とし、次の項目について記載すること。

・事業者の財務内容、規模、類似事業の受注実績等を記載すること。

・調査までのスケジュール、運営体制、責任者及び担当者の業務履歴を記載すること。

③ 〈任意様式 業務見積書及び内訳書〉

④ 〈第6号様式 事業者概要書〉

⑤ 〈第7号様式 業務経歴書②〉

(2) 提出期限 令和6年6月4日（火）17時15分まで（持参、郵送ともに必着）

(3) 提出場所 「10. 担当部局（書類提出先・問合せ先）」に提出すること。

(4) 提出方法 持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかに限る。）

(5) 提出部数 正本1部、副本5部（副本については複写可とする。）

7. 審査方法

(1) 契約候補者の選定

参加資格の審査、企画提案書の審査、評価、選定及びその他本プロポーザルに係る庶務は、市職員で構成する「洋上風力発電普及啓発推進事業委託業務に係る公募型プロポーザル審査委員会」を設置して行う。

企画提案書の提出を受けたあと、企画提案者によるプレゼンテーションを行い、評価が最も優れている事業者を契約候補者として決定する（次点者も決定する。）。

なお、本プロポーザルに参加した他の参加者の情報、審査結果及び評価点は公開しない。審査結果については、提案者全員に対し自己の結果のみを通知する。評価の詳細・評価点・審査の経緯及びその内容は公開しない。

また、審査及び結果に関する異議は受け付けないものとする。応募が多数の場合（5件を超える場合を想定）は、書類による1次審査を実施し、1次審査を通過した参加者のみプレゼンテーションを実施する場合がある。その際には、1次審査結果を提案者全員に通知する。

(2) プレゼンテーション

企画提案内容を確認するため、プレゼンテーション及び審査委員からの質疑応答を行なう。

① 実施日程 令和6年6月7日（金）14時00分から ※予定

② 実施場所 石狩市役所 本庁舎4階 401会議室 ※予定（控室3階 企業連携推進課相談室）（石狩市花川北6条1丁目30番地2）

③ 企画提案の説明及びヒアリング

1者あたり30分程度（プレゼンテーション：20分、質疑応答：10分程度）を予定。

④ 審査項目 別紙のとおり。

⑤ 最高得点者が2者以上ある場合（同点の場合）の決定方法

上記④審査項目のうち「提案内容」の点数の合計点が高い者を契約候補者に決定する。なお、「提案内容」の点数の合計点も同点の場合は、審査委員会の協議により決定する。

⑥ 参加者が1者となった場合は、委員の総合計点が最低基準点（6割）を超えた場合に限り契約候補者として決定する。

⑦ 委員の総合計点が最低基準点（6割）を超えない場合は、契約候補者として認めない。

⑧ その他

会場にノートパソコン（windows）、HDMI ケーブル、スクリーンを用意する。なお、参加者が

パソコンを持参することも可能である。

プレゼンテーションの時間等については、別途、通知する。

(3) 審査結果

審査結果は、プレゼンテーション参加者に対し、〈第8号様式 企画提案書の審査結果について〉を電子メールで通知する。

8. スケジュール

- | | |
|-----------------|------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和6年 4月26日(金) から |
| (2) 質問書の提出期限 | 令和6年 5月10日(金) 17時15分まで |
| (3) 質問書の回答期限 | 令和6年 5月16日(木) まで |
| (4) 参加表明書の提出期限 | 令和6年 5月21日(火) 17時15分まで |
| (5) 資格審査結果通知 | 令和6年 5月23日(木) |
| (6) 企画提案書等の提出期間 | 令和6年 6月 4日(火) 17時15分まで |
| (7) プレゼンテーション審査 | 令和6年 6月 7日(金) 14時00分から |
| (8) 結果通知 | 審査後7日以内 |
| (9) 契約手続き | 結果通知日以降 |

9. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は、提案者の負担とする。
- (3) 次の条件のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外する。
 - ① 企画提案書の内容に虚偽の内容が記載されている場合
 - ② 企画提案書に記載がない事項に関する提案が含まれている場合
 - ③ 関係者に対して工作等不当な活動を行ったと認められる場合
 - ④ 企画提案書が定められた提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- (4) 提出期限以降の企画提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- (5) 参加者から提案された関係書類は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書の機密保持には十分配慮する。
- (7) 参加表明書又は企画提案書の提出後に辞退する場合には、辞退理由等を記載した〈第9号様式 辞退届〉を提出すること。辞退することによって、今後の石狩市との契約等に不利益な取扱いをするものではない。

10. 担当部局（書類提出先・問合せ先）

石狩市企画政策部企業連携推進課（担当：鈴木、宮崎）

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2

(TEL) 0133-72-3158 (FAX) 0133-74-5581

(MAIL) kouwank@city.ishikari.hokkaido.jp